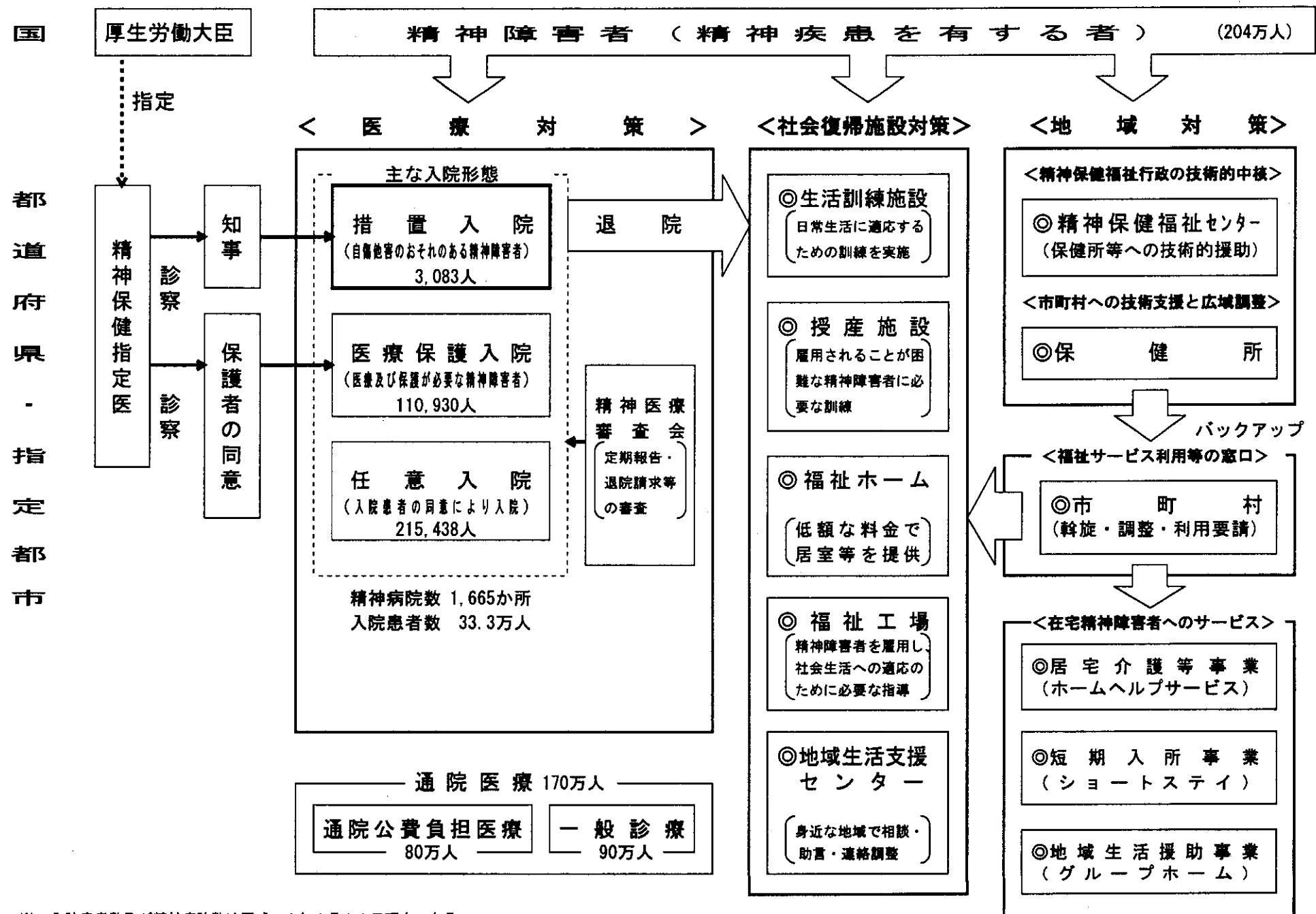


# 精神障害者保健福祉施策の概要



※ 入院患者数及び精神病院数は平成13年6月30日現在である。

# 精神障害者社会復帰施設・在宅福祉施策等の実施状況

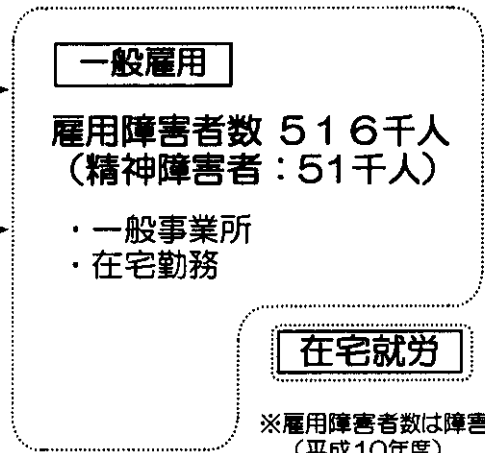
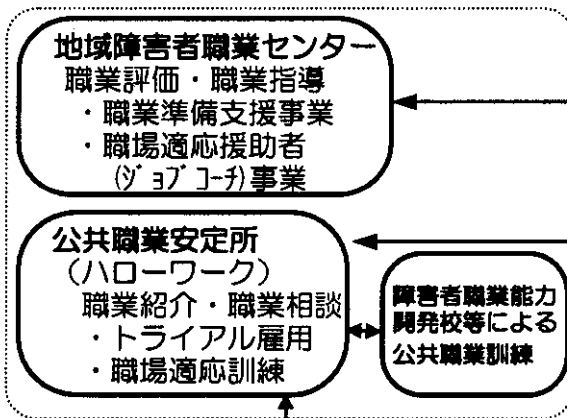
事業・施策の名称		事業創設年度	年度	13年度	14年度	15年度
精神障害者生活訓練施設(援護寮)		昭和46年度	箇所数(4月1日現在)	231	250	267
精神障害者福祉ホーム	A型	昭和63年度	箇所数(4月1日現在)	118	124	131
	B型	平成11年度	箇所数(4月1日現在)	23	45	68
精神障害者(通所/入所)授産施設	通所	昭和63年度	箇所数(4月1日現在)	191	216	246
	入所	平成4年度	箇所数(4月1日現在)	25	25	29
精神障害者小規模通所授産施設		平成12年度	箇所数(4月1日現在)	0	84	219
精神障害者福祉工場		平成6年度	箇所数(4月1日現在)	12	15	17
精神障害者地域生活支援センター		平成8年度 (平成12年度から法定施設)	箇所数(4月1日現在)	248	325	415
精神障害者居宅介護等事業(ホームヘルプサービス)		平成14年度	実施市町村数 (3月31日現在)	—	1,231	
精神障害者短期入所事業(ショートステイ)		平成6年度	実施市町村数 (3月31日現在)	—	419	
精神障害者地域生活援助事業(グループホーム)		平成4年度	箇所数(3月31日現在)	915	1,009	
小規模作業所(精神)		昭和62年度	箇所数(8月1日現在) きょうされん調べ	1,722	1,725	
精神障害者保健福祉手帳制度		平成7年度	1級(3月31日現在)	53,250	58,164	
			2級(3月31日現在)	127,847	151,641	
			3級(3月31日現在)	38,057	45,833	
			合計(3月31日現在)	219,154	255,637	

# 障害者の就労支援に関する主な施策

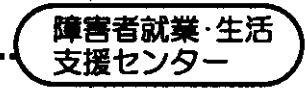
〔福祉施設における職業の付与〕

〔一般雇用に向けた訓練などの施策〕

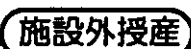
〔一般雇用など〕



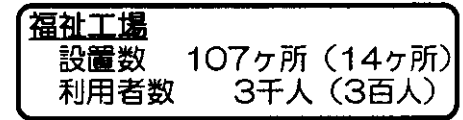
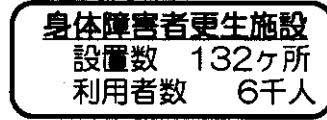
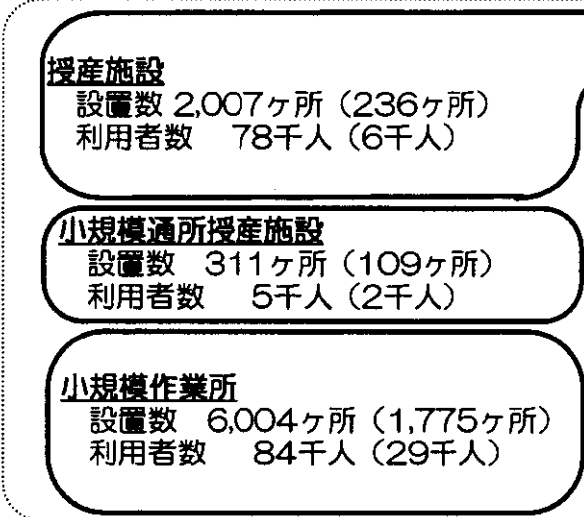
※雇用障害者数は障害者雇用実態調査(平成10年度)



通勤寮 ※知的のみ



〔雇用施策〕  
| 連携 |  
〔福祉施策〕



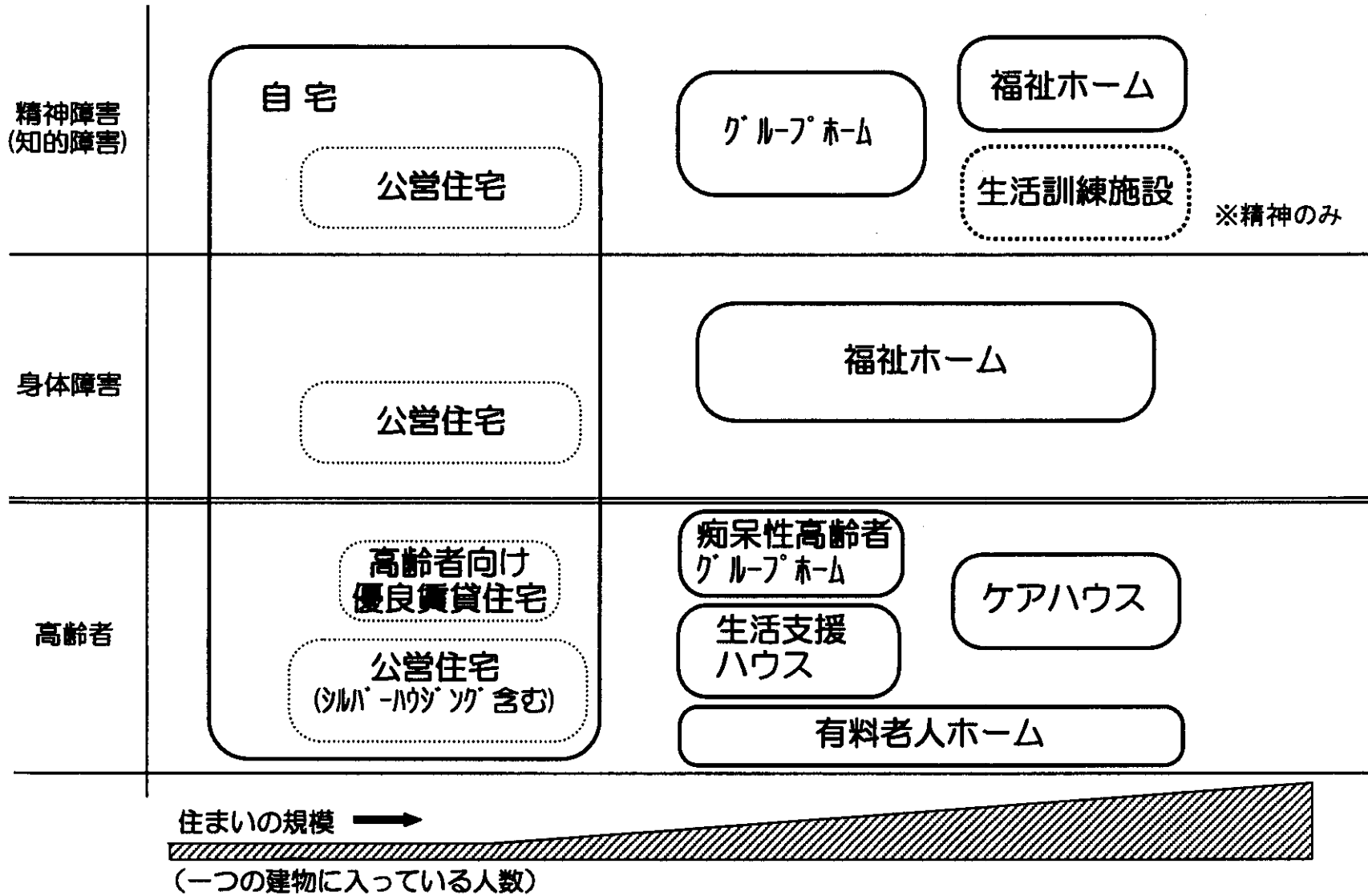
※ 括弧内は精神障害者を対象としたものを再掲  
施設設置数等は社会福祉施設等調査(平成14年10月1日現在)  
小規模作業所数等は厚生労働省調(平成14年度)

## 障害者の就労支援に関する主な施策

施策名等	根拠法	事業内容
福祉工場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者福祉法第31条</li> <li>・知的障害者福祉法第21条の7</li> <li>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第5項</li> </ul>	<p>作業能力はあるが一般企業に雇用されることの困難な者に職場を与え、自活させる施設(授産施設よりも企業的色彩が強い)。</p>
授産施設(通所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者福祉法第31条</li> <li>・知的障害者福祉法第21条の7</li> <li>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第3項</li> </ul>	<p>障害者で雇用困難、または生活に困窮する者を通所させ、必要な訓練を行い職業を与え自活させる施設。</p>
小規模通所授産施設	同上	<p>授産施設のうち通所による利用者のみを対象とするものであって、常時利用する者が20人未満である施設。</p>
小規模作業所	—	<p>在宅の障害者が通所して作業を行う場として、保護者団体等の任意による、地域に根ざした取り組みとして展開されている。(名称も共同作業所、小規模作業所、福祉作業所など様々な呼称で呼ばれる)。</p>
障害者職業能力開発校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業能力開発促進法第15条の6第5項</li> </ul>	<p>一般の公共職業能力開発施設において職業訓練を受けることが困難な重度障害者や知的障害者に対して、その身体的又は精神的事情に配慮した職業訓練を実施する施設で、必要な技能・知識を習得させることにより、就職を容易にし、職業の自立を図ることを目的としている。</p>
公共職業安定所(ハローワーク)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の雇用の促進等に関する法律第8条～第18条</li> </ul>	<p>職業指導、職業紹介等を行う国の機関。障害者については、障害の状況、希望職種、職歴、各種検査結果等が記載された求職登録申込書による求職登録制度をとっており、ケースワーク方式によるきめ細かな相談、就職後の指導等を実施している。</p> <p>また障害者用の求人確保するため、求人開拓を実施している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>障害者試行雇用事業</b></p> <p>障害者に関する知識や雇用経験がないことから、障害者雇用をためらっている事業所に、障害者を試行雇用(トライアル雇用)の形で受け入れてもらうことにより、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりとする事業。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>職場適応訓練</b></p> <p>都道府県知事が事業主に委託し、障害者の能力に適した作業について6カ月以内(重度障害者は1年以内)の実施訓練を行うことにより、職場の環境に適応することを容易にし、訓練終了後は事業所に引き続き雇用されることを目的とする事業。</p> </div>

施策名等	根拠法	事業内容
地域障害者職業センター	・障害者の雇用の促進等に関する法律第22条	<p>公共職業安定所(ハローワーク)等の関係機関との密接な連携の下、障害者や事業主に対して、各種の職業リハビリテーションサービスを実施。(全国47都道府県に設置(北海道・東京・愛知・大阪・福岡には支所を設置))</p> <p><b>職業準備支援事業</b> センター内や事業所内での作業支援、事業所見学や職業講話等の職業準備支援講座、その他通勤指導等を通じて、就職や職業生活を可能としていくための職場のルール、作業遂行力、適切な態度等基本的な労働習慣の体得及び職業に関する知識の習得のための支援を行う(ワークトレーニング)。</p> <p>また、精神障害者を対象に、作業支援、職業準備支援講座のほか対人技能訓練等を通じて、障害特性に配慮して段階的に基本的な労働習慣の体得、対人技能等の修得のための支援を行う(就職コース)。</p> <p><b>職場適応援助者(ジョブコーチ)事業</b> 障害者が職場に適応できるよう、職場適応援助者(ジョブコーチ)が職場に出向いて、障害者に対する支援とあわせて、企業の担当者や職場の従業員に対して、障害を理解し配慮するための助言、必要に応じて仕事の内容や職場環境の改善の提案などを行う。</p> <p>また支援終了後のフォローアップも行う。</p>
障害者就業・生活支援センター	・障害者の雇用の促進等に関する法律第34条	<p>就職や職場への定着が困難な障害者を対象として、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携を拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う施設。</p>

# 障害者の住まいに関する主な形態



障害者の住まいに関する主な施策

		精神障害者	身体障害者	知的障害者
グループホーム	根拠	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の3の2	-	知的障害者福祉法第4条10項
	入居要件	精神障害者であって、一定程度の自活能力がある、日常生活を維持するに足りる収入があるなどの一定の要件を満たすもの	-	満15歳の以上の知的障害者であって、グループホームへの入居を必要とするもの(入院治療を要する者を除く)
	箇所数	1,105か所	-	3,459か所
	定員	4人以上	-	4~7人

		精神障害者	身体障害者	知的障害者
福祉ホーム	根拠	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2	身体障害者福祉法第30条の2	知的障害者福祉法第21条の9
	入居要件	A型:家庭環境、住宅事情等の理由により、住宅確保が困難であるため、現に住居を求めている者であって、次の各号に該当する者 (1)日常生活において介護を必要としない程度に生活習慣が確立している者 (2)継続して就労ができる見込みがある者 B型:病状は安定していても必ずしも入院治療を必要としないが、意欲面の障害若しくは逸脱行動の症状を有する、または高齢化による一定程度の介助を必要とする状態にある精神障害者で、一定程度の介助があれば日常生活を営むことができる者	18歳以上の身体障害者で、家庭環境、住宅事情等の利用により居宅において生活することが困難なもの(常時の介護、医療を必要とする者を除く)	現に住居を求めている知的障害者で、家庭環境、住宅事情等の理由より家族との同居が困難なもの
	箇所数	A型:132か所 B型:77か所	54か所	87か所
	定員	A型:10名以上 B型:おおむね20名以上	5人以上	10人以上

(箇所数:平成15年度予算)

公営住宅		精神障害者	身体障害者	知的障害者
心身障害者世帯向公営住宅	根拠	「心身障害者世帯向公営住宅の建設等について」(昭和46年4月1日、厚生省社会局長、厚生省児童家庭局長、厚生省援護局長及び建設省住宅局長連名通知)に基づき事業主体の判断により実施	「心身障害者世帯向公営住宅の建設等について」(昭和46年4月1日、厚生省社会局長、厚生省児童家庭局長、厚生省援護局長及び建設省住宅局長連名通知)に基づき事業主体の判断により実施	「心身障害者世帯向公営住宅の建設等について」(昭和46年4月1日、厚生省社会局長、厚生省児童家庭局長、厚生省援護局長及び建設省住宅局長連名通知)に基づき事業主体の判断により実施
	入居要件	中度又は重度知的障害者、又はこれと同程度の精神的欠陥を有する者	身体障害者福祉法施行規則による4級以上の障害があり、身体障害者手帳の交付を受けている者	中度又は重度知的障害者、又はこれと同程度の精神的欠陥を有する者
	措置の内容	公営住宅の入居資格を有し、入居者の選考基準に該当する場合は、住宅困窮度が高いものとして優先的に扱う	公営住宅の入居資格を有し、入居者の選考基準に該当する場合は、住宅困窮度が高いものとして優先的に扱う	公営住宅の入居資格を有し、入居者の選考基準に該当する場合は、住宅困窮度が高いものとして優先的に扱う
	障害の証明	心身障害者世帯であることを証する福祉事務所長等が作成した書面が必要	心身障害者世帯であることを証する福祉事務所長等が作成した書面が必要	心身障害者世帯であることを証する福祉事務所長等が作成した書面が必要
公営住宅の単身入居	根拠	-	公営住宅法第23条 公営住宅法施行令第6条	-
	入居要件	-	身体障害者福祉法施行規則による4級以上の障害があり、身体障害者手帳の交付を受けている者(常時の介護を必要とし、居宅で介護を受けることができず、又は受けることが困難な場合を除く)	-
	措置の内容	-	同居する親族がない場合においても公営住宅に入居することができる	-
	障害の証明	-	単身入居資格を有することを証する福祉事務所長等が作成した書面が必要	-